

午前 9時56分 開議

○委員長（小野徳重君） おはようございます。全員おそろいですので、時間前ではありますが、これから決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は13名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第10号から認定第12号までの計3件の審査を行います。なお、採決及び意見の聴取につきましても、議案ごとに質疑終了後に行います。

それでは、認定第10号 令和元年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） おはようございます。それでは、認定第10号 令和元年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

別冊の薄緑色の決算書でございます。それでは、決算の状況について収益的収支からご説明いたしますので、17ページのほうをお願いいたします。収益的収入であります。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。こちらの表は消費税抜きで掲載しておりますので、よろしくをお願いいたします。令和元年度の事業収入の合計が11億4,392万3,692円であり、平成30年度と比較しまして7,210万8,349円、6.7%の増となりました。収入の主なものといたしましては、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入でございます。

次に、収益的支出でございますが、（3）、事業費に関する事項を御覧ください。令和元年度の費用合計が9億3,279万4,638円で、平成30年度と比較しまして5,390万9,200円、6.1%の増となりました。費用の主なものといたしましては、管渠及び処理場費、減価償却費、支払利息であります。収益的収支の差引きは、ページ戻りまして、5ページに掲載してあります損益計算書の下から3行目でございますが、当年度純利益の2億1,112万9,054円でございます。収益的収支の税込みの決算額については1、2ページ、決算報告書（1）の収益的収入及び支出の表のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。決算書の3ページ、4ページを御覧いただきたいと思えます。（2）、資本的収入及び支出でございます。収入総額でございますが、4億9,493万7,687円でありました。主な内容としましては、企業債、他会計補助金、受益者負担金及び分担金であります。

次に、支出総額であります。9億1,360万7,499円であり、主な内訳は建設改良費及び企業債償還金であります。

次に、下の欄外に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出額に不足する4億1,866万9,812円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補

填いたしました。

次の5ページには、下水道事業損益計算書を掲載しております。当年度純利益が、先ほど収益的収支のところの説明いたしましたが、下から3行目、2億1,112万9,054円であります。その結果、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は17億9,964万3,498円となりました。

次に、6、7ページ上段は剰余金計算書でありまして、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段のほう、欠損金処理計算書であります。今ほど申し上げた17億9,964万3,498円を令和2年度に繰り越すものであります。

8ページ、9ページは貸借対照表でございまして、令和元年度末における公共下水道事業の経営状況を表した表でございます。

12ページ以降に決算附属書類として事業概況、業務内容、会計内容、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。質疑ありませんか。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） どこを見れば分かるのか分からないので。昨年度新たに接続した件数って何件ですか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 昨年度新たに接続した件数が222件でございまして、12ページのほうにも事業報告書ということで概況のほう載せてございまして、その結果、水洗化人口が1万6,109人となりまして、前年度よりも若干増加しているというような状況でございます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 222件増えたということなのですからけれども、その中で、低利の融資を推奨していますけれども、それで接続したというところは何件ぐらいですか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 融資を受けておられる方は1件でございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 同じく12ページですけれども、年間総処理水量は増になっております。

1日平均処理水量は減になっているというのはどういうわけでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 年間の総処理水量が増えているということではありますが、1日の平均処理水量というのは平均的に処理したということで、1日の平均処理水量に関しては若干減っているということですのでよろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員、分かりましたか。

○委員（羽田野孝子君） いえ、よく分からないけれども、そういう見方する、ただこれを365日で割るわけではないわけなのですね。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 昨年度はちょうどうるう年でありまして、年間処理水量を365で割らなくて366で割っている関係で、1日の平均処理水量が若干下がったということでございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 大変よく分かりました。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第10号 令和元年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 令和元年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第11号 令和元年度胎内市水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

別冊の水色の決算書でございます。それでは、決算の状況について収益的収支からご説明いたします。18ページのほうをお願いいたします。収益的収入であります、（2）、事業収入に関する事項を御覧いただきたいと思っております。こちらは税抜きで掲載しておりますので、よろしくお願いたします。令和元年度の事業収入が6億4,194万6,163円で、平成30年度と比較して770万1,207円、1.2%の減でございます。収入の主なものといたしましては、給水収益、その他営業収益、長期前受金戻入であります。

次に、収益的支出でございますが、（3）の事業費に関する事項を御覧ください。令和元年度

の費用合計が5億4,193万1,149円と、平成30年度と比較しまして3,516万2,900円、6.9%の増となりました。費用の主なものとしたしましては、原水及び浄水費、総係り費、減価償却費及び支払利息であります。なお、収益費用の詳細は22ページから25ページに掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。収支差引き、ページ戻りまして、5ページに掲載してあります損益計算書下から4行目、純利益の1億1万5,014円でございます。収益的収支の税込みの決算額については1、2ページ、決算報告書の(1)、収益的収入及び支出の表のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出でございますが、収入総額1億9,351万円でありました。内訳は、企業債と工事負担金であります。

次に、支出総額では4億4,887万3,390円であり、内訳は建設改良費、企業債償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額2億5,536万3,390円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填いたしました。

次に、5ページでございますが、こちらは水道事業損益計算書を掲載しております。当年度純利益は、先ほど収益的収支のところでご説明いたしましたが、下から4行目、1億1万5,014円であり、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と合わせ、令和元年度末の未処分利益剰余金は1億8,623万5,650円となりました。

次に、6ページ上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。同じく6ページの下段の表は剰余金処分計算書案でございますが、当年度分未処分利益剰余金について減債積立金への積立て及び資本金への組入れを行うものであります。なお、剰余金の処分方法については本議会の議第83号で提案しておりますので、よろしく願いいたします。

7ページ、8ページは貸借対照表であり、令和元年度末における水道事業の経営状況を表した表でございます。

11ページ以降に決算附属書類として事業概況、業務内容、会計内容、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質疑願います。

八幡副委員長。

○委員（八幡元弘君） 胎内市の水は質が良くて、その代わりちょっと値段が高いなんていう話も聞くのですけれども、実際は県内の中でどれぐらいの位置にあるのか分かったら教えてください。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 県内30市町村の中で上から3位でございまして、それが平均的な使用量を20立方といたしますと上から3番ということでございますし……

〔「高いほうから。どっちから」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（榎本武司君） 10立方当たりの基本料金は1,990円でございます、1立方当たりの超過料金が204円ということで、平均的な20立方の使用量でいきますと1か月4,020円ということでございます。県平均とかはちょっとデータなかったんで、すみません。料金については、高いほうから3番目ということでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（小野徳重君） 八幡副委員長。

○委員（八幡元弘君） 安全に使えて、品というか、質もいいのだから、いいとは思いますが、質と値段は高くても、それなりの投資しているのだから、しょうがないと思うのですが、質というのはほかよりもいいというイメージで私たちは使っているのですが、そういうのに関してのデータとか、そういうバックデータみたいなものはあるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

水質基準ということですが、おいしいかおいしくないかということはおきまして、日本は、胎内市に限らないわけですが、水質基準が非常に厳しく、そして安全で良質な水が確保されているということは、これは世界的に見ても飲料用に供し得る水道水であるということから異論のないところであると。胎内市の水だけが極めてなお水質が際立って高い、おいしいといったバックデータがあるわけではございません。しかし、一定の基準をしっかりと保っているということで、水質基準が疑われるような状況、事案は発生していないし、安心してお飲みいただけているといったところです。料金については、今様々な角度から、かつてもちょっと触れさせていただいたのですが、なお公共下水道も水道もコストダウンが図られる方策があるのかどうか、いろいろ考えている途上にありますことをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 八幡副委員長。

○委員（八幡元弘君） ちょっと参考というか、ついでと言うとあれですが、簡水と普通の水道あると思うのですが、それは質的には同じなのですか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 今簡水と上水の質の違いということでございますが、上水道に関しましては、荒川の表流水をおおむね4割程度、並槻の浄水場の井戸が6割程度ということで、井戸と表流水をブレンドして、しかも浄水方法は緩速ろ過という薬品を使わないろ過方法、一番自然に近いろ過方法で浄水しておりますので、県内の他団体によりまして、急速ろ過ということで薬品を入れて強制的に水をきれいにしているというようなことですが、上水道に関

しましては緩速ろ過ということで、ほかの県内の水道よりはおいしいのかなというふうに一般的には言われていますし、あと簡易水道のほうは鼓岡地内にあります井戸から取水しております。ということで、井戸水100%でありまして、上水とはまたちょっと水質的には違うということもございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 監査委員の意見書の資料を見させていただいております。給水人口は過去5年間で年々人口は減っているわけですがけれども、給水戸数は前年度より約100戸増えておりますけれども、前年度に比べて布設費がどれくらいかさんでいるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 給水人口は減って、給水戸数が増えているということでありまして、コスト的にどのくらい上がっているかということなのですがけれども、特にコストが上がっているということではなくて、アパートとか、いわゆる一般の家庭が世帯分離してアパートに入られる方とか、結構アパートの建てられる戸数が増えてきている関係で戸数に関しては伸びているというような状況でございます。コスト的には増えているということではございません。

以上であります。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 給水管というのですか、本管から各新たな戸数のところに引くというのは来ていればすぐ、そんなに経費かからないと思うのですがけれども、ちょっと離れたところに新たなアパートとかできて、そういうときに布設費がかさむのかなということでお聞きしました。それで、総配水量が若干前年度よりかは多くはなっていますけれども、給水の人口自体も減っていて、新たな給水戸数が増えていった場合のそのものだけを見たときに、費用対効果としてはどうなのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 給水戸数が増えるということは、大体料金の収入としましては基本料金をいただく戸数が増えるということでありまして、若干収入の増にはつながるのですがけれども、ただトータル的には節水機器の普及であったりとか、そういったいろいろなことがかさままして、トータルの配水量としてはそんなに増えていかないということでありまして、ただ基本料金分については増収が見込めているということでありまして。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第11号 令和元年度胎内市水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第12号 令和元年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第12号 令和元年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

別冊の黄色の決算書をお願いいたします。それでは、収益的収支からご説明いたしますので、11ページを御覧いただきたいと思えます。収益的収入であります、中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。こちらは税込みで掲載しておりますので、よろしく御覧いたします。令和元年度の事業収入が1,252万3,808円で、平成30年度と比較いたしまして235万6,731円の増であり、主な収入の内訳は給水収益、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、収益的支出でございますが、（3）の事業費に関する事項を御覧ください。令和元年度の費用合計が907万6,390円で、平成30年度と比較して8万4,547円の減となっております。支出の内容といたしましては、原水費、総係り費、減価償却費、支払利息であります。なお、収益費用の詳細については14ページから15ページに掲載しておりますので、よろしく御覧いたします。ページ戻りまして、収支差引きについてであります、5ページに掲載してあります損益計算書を御覧いただきたいと思えます。下から3行目、純利益344万7,418円でございます。収益的収支の決算額については1ページ、2ページの決算報告書、（1）、収益的収入及び支出の表のとおりでありますので、よろしく御覧いたします。

次に、資本的収支についてご説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。（2）、資本的収入及び支出を御覧いただきたいと思えます。収入総額でございますが、125万9,152円で、他会計補助金であります。

次に、支出総額は収入と同額であり、内訳は企業債償還金であります。

次に、5ページは工業用水道事業の損益計算書を掲載しております。当年度純利益は先ほど申し上げました344万7,418円であり、その結果、前年度繰越欠損金と合わせ当年度未処分利益剰余金は263万1,857円となりました。

次の6ページは、上段が剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段は剰余金処分計算書案であります。未処分利益剰余金263万1,857円を令和2年度に繰り越すものであります。

7ページは貸借対照表であり、令和元年度末における工業用水道事業の経営状況を表した表でございます。

9ページ以降に決算附属書類といたしまして、事業概況、業務内容、会計内容、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を掲載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。ご質疑願います。質疑ありませんか。

渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 工業用水の関係で、前年度で給水件数は1件、変わらない、30年度と。東洋濾紙さんというのは、あれ今年度から操業始めたのでしたかね。例えば東洋濾紙さんというのはぱっと見れば相当水を使う会社かなというふうに思っているのですが、どのぐらい見込んでおられますか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 一応契約水量は1日650トンということでございまして、年間に直すと23万7,250トンということでございますが、決算書の概要のところに、9ページの概要報告のところに載っておりますが、昨年度の有収水量は11万2,358立方ということでありますので、おおむね半分弱ぐらいということでございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） これ税込みという計算で見て、受けた、もらった消費税、市で払った消費税、申告して納付した消費税、これは数字出ていますか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 工業用水道事業会計においては非課税でございますので、消費税のほうは納めてございません。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 非課税ということをもうちょっと詳しく説明してください。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 年間の事業収入が2,000万円以下の事業者に関しましては、消費税非課税という事業になりますので、工業用水道事業がまだそこまで達していないということで、消費税を納めるべき事業者ではないということでございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

- 委員（渡辺 俊君） では、納付はしていないのだけれども、もらってもいないし、払ってもいないし、それで理解していいのですか。
- 委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） 料金のほうには消費税を込みでいただいております、あとかかる費用につきましては消費税込みで支払っているということで、いただいた消費税よりは若干払うほうの消費税が少ないとは思いますが、納めてはございません。
- 委員長（小野徳重君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 10月から昨年は消費税アップしましたよね。だから、幾らもらったのですかと、昨年1年間で消費税、この企業から。幾ら消費税払ったのですかと。納付は分かりました。非課税業者だと、5,000万円以下だったら簡易課税とか、そういう感じの非課税業者、2,000万円以下だと。それはいいのだけれども。
- 委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） すみません。いただいた消費税と支払った消費税は、計算すれば分かるのですけれども、今手元には資料がないので、申し訳ございません。
- 〔「これ見て計算できるわけ」と呼ぶ者あり〕
- 上下水道課長（榎本武司君） いや、費用……
- 〔「いいです」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野徳重君） それでは、ご質問ないので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。お諮りします。認定第12号 令和元年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。認定第12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） 申し訳ございません。下水道事業会計のところで新規接続の件数を私222件と申し上げましたが、30年度の接続件数を間違っって申し上げました。令和元年度につきましては137件でございましたので、よろしくお願ひします。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 監査委員の意見書の2ページを見ると、125件しか取れていないように書いてあるのですけれども。水洗化戸数が6,766、30年度が6,641、125、これでは駄目なのですか。これだと125になるのです。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 決算審査の意見書の2ページに水洗化の戸数が載っているのですけれども、平成30年度が6,641、令和元年度が6,766で、差引きすると125件ということなのですから、新規接続した件数もあれば、またいったん中断してしまった件数とかもあるので、この数字とは合わないということですのでよろしくお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。この結果を最終日に報告いたします。

ここで、佐藤代表監査委員から発言の申出がありましたので、発言を許可します。

佐藤代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤幸子君） 3日間ここにお世話になりましたけれども、何にも申し上げないで退席するのは非常に心苦しいと思っています。そんな中でお話しさせていただいていいのかどうか、もしそぐわないようであればどうぞ中止していただいてもいいのですが、私も監査委員、天木監査委員、そして事務局の皆様と一緒に、令和元年度の監査の方針、計画の中で不適切な事務処理の防止、そしてまた事務処理の改善につながるように積極的に検証するということを定めて1年間取り組んでまいりました。また、特に決算に当たりましては、出納閉鎖をした後の3か月間、決算調製の期間の3か月間は、それぞれ報告をしてくださっている数字に誤りがないかの見直し、そして調定ができていないものであって、収入未済なものがないかどうかの確認、未支払いがあるかないかの再度確認をしていただくようにとご指示をさせていただいて取り組んでまいりました。

そんな中でも時に支払い遅延、不適切な支払い等が発生することもございまして、これらの再発防止という観点から、会計管理者さんとも相談をさせていただきながら、新たに書式を設けまして、事務担当者から処理のてんまつと申しますか、それと再発防止に向けたお考えを報告させていただいて、それを担当課長さんからもしっかりと目を通していただく中で、管理者さんに報告をいただくという方法でやってきまして、それらについては改善も見られておまして、そしてまたこの項目については行政に対する不信とか、信頼を失いかねないという項目としてしっかりと捉えて取り組んでまいりました。そんなことで、会計管理者さんをお願いしている事項が、職員の皆様お一人お一人が支払い遅延防止法という法に基づいてしっかりと事務処理を行っていただきたいというようなお願いをさせていただいているところで、十分な改善も見られております。

そんなことで、あと去年は公の施設の指定管理者監査ということで、クアハウスたいないさん、

新生ビルテクノさんの新潟支店さんのほうに市民サービスの向上、それから指定管理費用の削減等を目的に監査をさせていただいたということです。そして、その報告につきましてはしっかり報告はしてありますけれども、やはりもう少し深いガイドラインの見直し等を担当課のほうにも要請をしております。そんなことで、それらのスムーズな取組ができるようにこれからもまた取り組んでまいりたいと思っています。そして、コロナ禍の中で令和2年度の予算執行も半年経過しようとしておりますけれども、引き続いてしっかりと監査をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） 貴重なご意見大変ありがとうございました。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変長い間ご苦労さまでした。

午前10時41分 閉 会